

令和8年度 県庁舎昇降機保守点検整備業務委託

1 委託場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 保守点検対象機種

日本オーチス・エレベータ(株)製。

詳細は別紙「県庁舎昇降機仕様表」による。

4 一般事項

昇降機の運転操作及び状態監視は、県の中央監視室において、県が操作・監視を行うため、昇降機設備は常に正常かつ良好な運転状態を保つよう保守点検整備作業を行うこと。

異常又は不測の故障が発生し、緊急通報を受けた場合は、常時雇用している昇降機等検査員資格者（以下、「有資格者」という。）を早急に派遣し、適切な処置を行うこと。

5 連絡体制

常に連絡、対応が可能な体制を確立し、常時・非常時の体制表を作成し提出すること。

6 委託の範囲

県庁舎の昇降機保守点検中は受託者の現場代理人を現場に常駐させ、適切な保守点検を行うこと。

昇降機を常に正常な状態に管理するよう機器の点検、整備、清掃及び部品の摩耗・劣化を予測し構成部品・消耗品の供給並びに修理・取替を行い、建築基準法に基づく定期検査を行うこと。

各種作業等にあたっては、常時雇用している有資格者で行う。特に戸開走行保護装置が付加された昇降機においては、日本オーチス・エレベータ(株)（以下、「メーカー」という。）製の同装置の点検・調整の経験がある者で行うこと。

また、本仕様書は、昇降機の保守点検整備作業の概要を示すものであり機種等により記載なき事項であっても県監督員が必要と認めた場合は、業務の範囲内において実施すること。

本委託に含まれる機器を「機器一覧表」に示す。

7 点検、整備、訓練指導

点検、整備、修理及び清掃作業、訓練指導は、有資格者が行うこと。

作業内容は、「点検整備内容」及び「建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房庁営繕部監修）」を遵守し行うこと。

- (1) 点検回数は、1台につき月1回以上とし、点検項目の点検周期は「点検整備内容」の周期を標準とする。
- (2) 作業の実施日は、あらかじめ月間予定表を提出し、県監督員の承諾を得て実施すること。
また、作業は昇降機を休止し、全階乗り場前に「点検中」の表示板を掲示して実施すること。
- (3) 作業に使用する工具、機械器具及び諸材料等は、すべて受託者の負担とし、作業に当たっては細心の注意をはらい、建物及びその他を汚損又は破損しないように実施すること。万一汚損又は破損した場合は、県監督員の指示に従い受託者の負担により原形に修復すること。

(4) 年1回以上、閉じ込め救出の実地訓練指導を行うこと。救出訓練は、メーカーが作成したオーナーズマニュアルによりの確に実地すること。なお、実施時期については県監督員と事前に協議すること。

8 部品・材料の供給

点検・整備・品質管理・故障の処置に必要な部品及び消耗部品は、運行に支障のないよう受託者の責任において確保、供給すること。

取替部品については、メーカーが製造・供給又は指定する部品とし、良質な品質のものを使用すること。

9 定期検査

建築基準法に基づく定期検査は、有資格者による昇降機の総合的な機能を確認する検査を年1回行うこと。

10 報告等

- (1) 点検後は、速やかに「点検表」（様式1-1及び様式1-2）を提出すること。
- (2) 定期検査終了後、速やかに「検査結果表」を提出すること。
- (3) 毎月25日までに翌月分の「点検予定表」を提出すること。
- (4) 翌年度に構成部品の定期的な交換及び修理が必要と思われるものについて、「昇降機修理計画書」を1月末までに提出すること。

11 故障及び緊急事態の対応

24時間、有資格者を派遣して応急処置を実施できる体制を確保しておき、不測の故障又は緊急事態等が起きた時には、迅速に現場に急行させて対応すること。

処置の結果については、「故障修理報告書」を提出すること。

12 修理計画の実施

「昇降機修理計画表」に記載のある部品を交換し、この作業が完了したときは、「作業報告書」を提出すること。

13 業務の引継

委託業務の引継は、管理及び運行に支障がないよう、健全な状態で速やかに行うこと。